

解禁指定有り平成28年10月25日
中部地方整備局
高山国道事務所**道路を安全に使用していただくための取り組み****～特殊車両の指導・取締を実施します～****1. 概要**

道路を通行する車両の大きさや重さは政令(車両制限令)で規定されており、制限を超える車両は「特殊車両」といい、道路の通行には道路管理者の許可が必要です。

中部地方整備局では、11月1日に管内全域で特殊車両の現地における指導・取締を行います。高山国道事務所では、高山警察署の協力を得て、指導・取締を以下のとおり行います。

特殊車両は、道路管理者がやむを得ないと認めた時に限り、道路の構造を守り交通の危険を防ぐため、通行に必要な条件(走行時間帯、誘導車の配置、徐行等)を付して、その通行を許可しています。

2. 実施日時及び場所

- 実施日時:平成28年11月1日(火) 午前10時00分から午前12時00分まで
(予備日:平成28年11月7日(月) 午前10時から午前12時まで)
天候の状況により中止する場合があります。

たかやましくぐのちようながとろ

- 実施場所:高山市久々野町長淀 国道41号 下り線(久々野計量所)

3. 資料

別紙1:高山国道事務所管内の実施場所案内図・取締内容
別紙2:中部地方整備局管内の現地取締位置及び実施時間
参考資料:特殊車両とは・重量超過車両が道路施設に与える影響等

4. 配布先

高山記者クラブ

5. 解禁

取締終了後(平成28年11月1日 午前12時00分以降)

6. 現地取材

当日の取材は可能です

7. お問い合わせ先

国土交通省 中部地方整備局 高山国道事務所

副所長(管理) 山腰 隆信(やまこし たかのぶ)

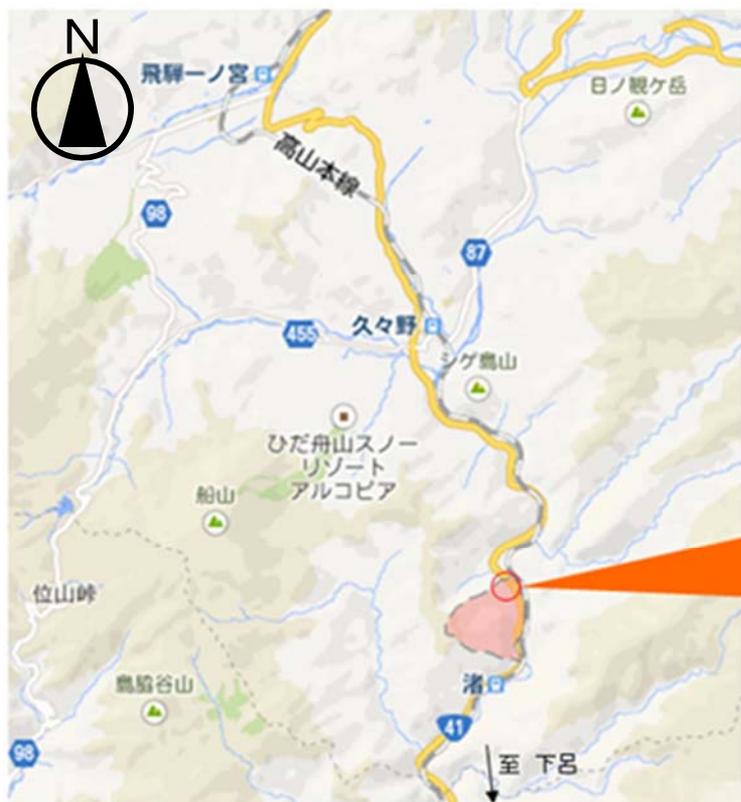
管理第一課 課長 田中 学(たなか まなぶ)

TEL 0577-36-3823(管理第一課直通)

FAX 0577-36-3841



高山国道事務所管内 実施場所 案内図



取締内容

○ 特殊車両に停止を求め

- ・ 車両計測(重量、長さ、高さ、幅)を実施
- ・ 特殊車両通行許可証の有無、携帯を確認
- ・ 許可内容及び許可条件の遵守状況を確認

を実施し、違反が認められた場合は、違反の内容に応じ、その場で積載物の軽減などを命じる措置命令の発出や警告を行います。

○ 取締りと合わせ、運転者や運送事業者に対し法令遵守を啓発して意識向上を図り、道路構造物の保全に継続して取り組みます。



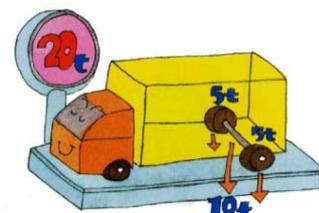
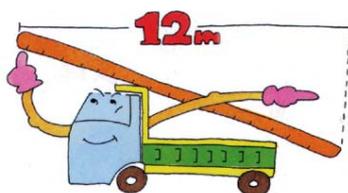
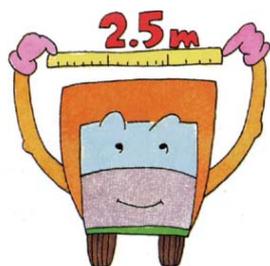
許可証確認状況



車両計測状況

特殊車両とは

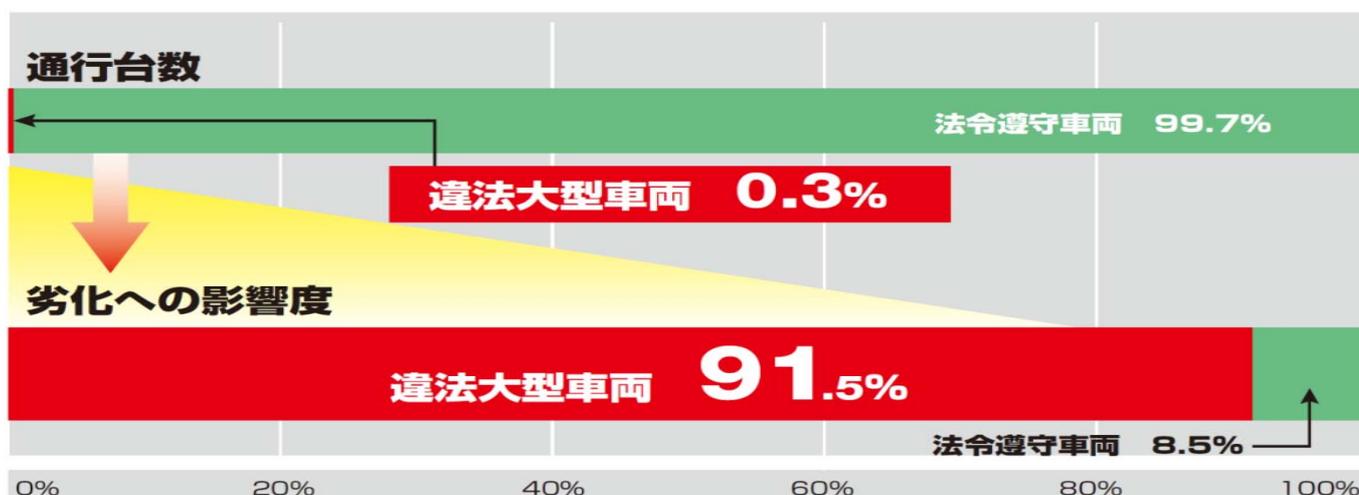
道路法(政令：車両制限令)では、橋梁、トンネル等の道路構造への影響を勘案し、車両の最高限度が定められております。道路を運行するにあたり、**一般的な制限値のどれか一つでも超えて(荷物を積載した状態を含む)**車両を通行させようとする者などは、通行する道路管理者に対し『特殊車両通行許可申請』が必要になります。その許可証がない場合は、道路を走ることはいけません。



寸法	最高限度	重量	車両制限令の最高限度
幅	2.5メートル	総重量	20.0トン
長さ	12.0メートル	軸重	10.0トン
高さ	3.8メートル	輪荷重	5.0トン

重量違反車両が道路施設に与える影響等

通行車両のうち、違法に重量制限を超過した大型車両の通行は、**僅か0.3%**ですが、違法通行車両が道路橋に与える影響は、**全体の約9割**を占めます。



※自動計測装置(全国39箇所に設置)のデータから試算

道路の異状を発見したら…
道路緊急ダイヤル **#9910**
(通話料無料・24時間受付)



道路情報の入手に便利です。ご利用ください

パソコン <http://www.cbr.mlit.go.jp/takayama/hidamichi/>
スマホ・携帯 <http://www.cbr.mlit.go.jp/takayama/hidamichi/mobile/>



中部地方整備局管内の現地取締位置及び実施時間(11月1日)

